

平成23年12月定例会

西桂町議会会議録

西桂町議会

平成 23 年 12 月定例会総括

招集年月日	平成 23 年 12 月 2 日
場 所	西桂町役場
会 期	平成 23 年 12 月 9 日～平成 23 年 12 月 16 日 8 日間
開 会 日	平成 22 年 12 月 9 日（金）、16 日（金）
応 召 議 員	1 番 高尾由也 2 番 瀧口幸男 3 番 前田親保 4 番 渡邊眞弓 5 番 渡邊 隆 6 番 鈴木孝子 7 番 佐藤勝男 8 番 滝口新一朗 9 番 郷田和美 10 番 石原 滋
不応召議員	なし
町長提出案件	議案第 39 号 西桂町税条例の一部を改正する条例（町長提出） 議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例（町長提出） 議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例（町長提出） 議案第 42 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について（町長提出） 議案第 43 号 平成 23 年度西桂町一般会計補正予算（第 6 号）（町長提出） 議案第 44 号 平成 23 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（町長提出） 議案第 45 号 平成 23 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（町長提出）て
その他案件	委員会発議第 5 号 石田壽一町長辞職勧告決議について（調査特別委員長提出） 一般質問（瀧口幸男議員・鈴木孝子議員） 議員派遣について 閉会中の委員会継続調査の申し出について （総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会、西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会）

平成 23 年 12 月 9 日（初日）

出席議員	1 番 高尾由也 2 番 瀧口幸男 3 番 前田親保 4 番 渡邊眞弓 5 番 渡邊 隆 6 番 鈴木孝子 7 番 佐藤勝男 8 番 滝口新一朗 9 番 郷田和美 10 番 石原 滋
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告午前 8 時 58 分 閉会宣告午前 9 時 15 分
会議出席者	地方自治法第 121 条による者の職・氏名 町長 石田寿一 教育長 川村重樹 会計管理者 滝口武司 総務課長 藤江栄一 教育委員会次長 渡辺幸彦 税務住民課長 奈良 護 福祉保健課長 今泉守夫 産業振興課長 川村達彦 建設水道課長 前田宗重
職務出席者	議会事務局長 堀内達也
議事日程	下記のとおり
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案第 39 号 西桂町税条例の一部を改正する条例（町長提出）
日程第 4	議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例（町長提出）
日程第 5	議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例（町長提出）
日程第 6	議案第 42 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について（町長提出）
日程第 7	議案第 43 号 平成 23 年度西桂町一般会計補正予算（第 6 号）（町長提出）
日程第 8	議案第 44 号 平成 23 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（町長提出）
日程第 9	議案第 45 号 平成 23 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（町長提出）
議事の経過	次のとおり

議長 郷田和美

（午前 8 時 58 分）

ただ今の出席議員は、全員（でございます）。

定足数に達しておりますので、西桂町議会平成 23 年 12 月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

まず地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に町長以下執行部の出席を求めて
おりますので御了承ください。

次に本日の日程ですが、お手元配布の議事日程表のとおりでありますので、朗読を
省略させていただきます。

次に、本日上程されます日程第 3 から日程第 9 までの、7 件の町長からの提出議案に
ついては、お手元に配布してございます。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、10 番議員 石原滋君、3 番議員
前田親保君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について、議題に供します。

お諮りいたします。会期は、本日より 12 月 16 日までの 8 日間といたしたいと思いま
すが、このように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は 12 月 9 日より 12 月 16 日までの、8 日間と決定
いたしました。

**次に、日程第 3、議案第 39 号、西桂町税条例の一部を改正する条例から、日程第 9、議
案第 45 号、平成 23 年度西桂町介護保険特別会計補正予算第 2 号までの、7 件を一括し
て議題に供します。**

町長より上程案件に対する、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明にあわせて、これまでの行政報告を行いたい旨の申し出があり
ますので、これを許可します。

(「議長」との声あり)

石田町長。

本日、平成 23 年 12 月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし
ては、年末のお忙しい中、ご応召いただき、誠にありがとうございます。

また、町政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り、厚く御礼申
上げます。

それでは、平成 23 年 12 月定例町議会の開会にあたり、提出いたしました案件の提案
理由を申し上げるとともに、平成 23 年度の各種の事務事業の状況について、西桂町第 5
次長期総合計画の前期基本計画を基調に、議員各位並びに町民の皆様にご報告を申し上
げます。

最初に、「第 1 章 未来を拓く、心豊かな人を育むまち」のうち、「第 1 節 生涯学習
の充実」についてです。

10月10日に開催された町民体育祭では、各区、体育協会、体育指導委員のご協力をいただき、予定された種目を滞りなく終了することが出来ました。また、11月6日、7日に開催された町民文化祭では、文化協会の多くの会員の作品が展示され、当日は出演団体も予定どおり公演することが出来ました。

体育祭、文化祭が、多くの町民のご参加と関係団体のご協力をいただき盛大に挙げてきたことで、健康で豊かな教養を身につけられるまちづくりに向けて、一步前進することができました。

次に、「第2章 支え合い、いきいきと暮らせるまち」のうち、「第2節 保健・医療の充実」についてです。

11月26日に、いきいき健康福祉センターを会場として実施いたしました第39回健康づくりのつどいにおいては、一般参加者と関係役員で延べ350名以上の方の参加がありました。骨粗しょう症検診や健康体操に関する講演、また食生活改善推進員会による減塩をテーマとした豚汁等の提供や、愛育会による血液年齢測定を始めとする各種測定機を用いた健康チェックなど様々な内容によるイベントを実施し、健康に対する関心を高め、健康増進を図ることができました。

なお、本年度に予定していた食生活改善推進員の新たな養成についてですが、その養成講座は、いきいき健康福祉センターにて7回に亘り実施いたしました。12月7日の最終日には受講者に終了証書を付与し、新たに18名の食生活改善推進員が育成されたわけですが、今後は食生活改善推進員会のメンバーとしてご活躍いただきたいと思う次第です。

次に、「第3章 安心して快適な住みよいまち」のうち、まず、「第2節 道路交通網・公共交通体系の確立」についてです。

県事業として実施している県道富士吉田西桂線の整備事業につきましては、平成23年度工事として桂川を渡る橋の倉見側及び小沼側の本線工事を実施しているとのことです。なお、第2工区については、現在詳細設計をしているとのことです。

また、去る3月1日に認可となりました「富士吉田北部スマートインターチェンジ」は、中日本高速道路株式会社により詳細設計を行っているとのことです。年度内には詳細がわかるものと思われませんが、県道富士吉田西桂線の整備と一体的に整備を図っていくこととなっておりますが、これらの事業が1日も早く完成し、国道139号の渋滞緩和並びに街中への通過車両の軽減、あるいは地域の発展に寄与することを願っているところです。

続いて、「第3節 地域の安全強化」についてです。

橋梁長寿命化計画策定業務委託を6月に発注し、基本計画案ができましたので、今月、第3回目の審議会を開催し内容の検討を行い、計画的な補修、補強等を行ってまいります。

次に、「第4章 自然と調和したうるおいあるまち」のうち、まず、「第1節 緑と水に親しむ空間の形成」についてです。

平成17年度にやまなし森づくりコミッションの協力により、富士急行株式会社と西桂町

との間で環境保全林整備協定が締結されました。この協定の目的は、民間会社がボランティアにより、環境保全事業として町有地である「三ツ峠神鈴の滝」周辺の下刈り等を実施するものです。本年度も11月25日に富士急行株式会社の社員10名を始め、やまなし森づくり Kommission 職員の参加により事業が実施されました。参加しました皆様には感謝申し上げますとともに、これからも引き続き環境保全林の整備推進に努めてまいります。

続いて、「第3節 環境保全・循環型社会の構築」についてです。

東日本大震災による放射線の影響について、9月補正予算で購入しました携帯型放射線測定器で10月13日から月2回、町内9個所の放射線量を測定し即時ホームページで公開しています。結果については、全ての測定個所の数値が国で示す安全基準よりだいぶ低い測定値となっており安堵しているところです。これからも、町民の皆様にご安心してもらえよう測定を続け、ホームページ等で随時公開していきます。

また、自然エネルギーが注目される昨今、当町でも来年度から住宅用太陽光発電システムに対する補助金制度を導入していきたいと考えております。

続いて、「第4節 水道・下水道事業の推進」についてです。

簡易水道事業については、3月の大震災により放射性物質の飛散が問題となっておりますが、9月の県の放射能検査において不検出であり、引き続き安全が保たれていることが確認されましたのでご報告いたします。

公共下水道整備事業については、平成23年度予定しております工事につきまして順調に進行しております。

次に、「第5章 にぎわいと活力あふれるまち」のうち、「第3節 観光の振興」についてです。

三ツ峠に再び賑わいを取り戻すための施策を継続的に展開するため、町と商工会・富士急行株式会社との間で昨年設立されました「三ツ峠活性化会議」の事業を今年も10月から来年2月にかけて実施しています。事業では、4万部のパンフレットを主に東京のJR駅に配付し、三ツ峠のPRとイベントの情報やアンケートによるグリーンセンターの割引及びプレゼント情報を広く広告しています。また、三ツ峠ハイキングツアーを11月12日と19日に実施し、11月末までにグリーンセンターを訪れて、この事業に対するアンケートに答えていただいたお客様は、延べ126人と報告を受けています。この事業は、来年2月まで継続して実施していますので、これから冬期に向けて閑散期となるグリーンセンター等に多くのお客様が訪れていただけますよう期待しているところです。今後は、この「三ツ峠活性化会議」の事業を秋だけではなく年間通じて行い、三ツ峠とともに西桂町全体が活性化できるよう取り組んでまいります。

次に、「第6章 町民と手を携えてつくるまち」のうち、「第1節 町民参加とまちづくり」についてです。

平成23年各地区の区長さんをはじめ、組長等役員の皆さんには1年間町政の推進に対しご協力をいただき、衷心より感謝申し上げます。区から町への要望事項は平成23年に

については121件あり、概ね実施することができました。各区長さんには去る12月2日に区長会議を開催し、その事業の報告をさせていただいたところです。

以上、各種の事務事業について、西桂町第5次長期総合計画を基調として申し述べさせていただきました。続いて、今定例町議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

平成23年12月定例町議会 提出議案 提案理由

日程第3 議案第39号 西桂町税条例の一部を改正する条例については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に公布されたこと、山梨県県税条例の一部を改正する条例及び山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則が平成23年10月17日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

日程第4 議案第40号 西桂町体育指導委員設置条例の一部改正については、スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員からスポーツ推進委員への名称の変更がなされたことから、町条例の改正を行うものです。

日程第5 議案第41号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例の廃止については、三ツ峠ふれあいコートの利用により中学校テニスコートの一般開放の必要がないと認められることから、町条例を廃止するものです。

日程第6 議案第42号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定については、各地区集会場の管理運営に関しまして前年に引き続き各区長さんを指定管理者としての指定を行い、管理運営の詳細について協定を結ぶものです。指定の期間については、区の役員さんの任期に合わせて1年間とするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

日程第7 議案第43号 平成23年度西桂町一般会計補正予算第6号については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,669千円を追加し、1,943,633千円とするものです。

補正の主な内容ですが、歳出については民生費の社会福祉費において介護保険特別会計への繰出金、YLO会館の燃料費、障害者自立支援給付経費を、児童福祉費で子ども手当システム改修経費及び管外保育負担金を、衛生費では子ども医療費助成経費をそれぞれ追加いたしました。商工費においては三ツ峠登山道管理委託経費について関係機関と協議を行った結果、本年度の事業実施が困難となったため委託経費について減額をいたしました。公債費は昨年度に借入れた臨時財政対策債の借入金利子が確定したため償還金について計上するとともに、それぞれの科目において人事院勧告に伴う人件費の減額をいたしました。歳入においては、主に国・県支出金、繰越金を充当いたしました。

日程第8 議案第44号 平成23年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算第3号については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39,424千円を追加し、481,168千円とするものです。

補正の内容ですが、歳出においては、支払い額の増加により不足が見込まれる医療費

の追加、診療報酬支払基金及び国保連合会からの概算又は確定通知による各事業の負担金等の更正又は追加の計上をいたしました。

歳入においては、医療費の増加に伴い補てん増加が見込まれる各科目の予算の追加、事業の概算又は確定通知による国県負担金の更正又は追加計上し、不足額は、財政調整基金繰入金及び繰越金を充当いたしました。

日程第9 議案第45号 平成23年度西桂町介護保険特別会計補正予算第2号については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,709千円を追加し、282,766千円とするものです。

補正の主な内容ですが、歳出においては、給与改正による人件費及び介護給付費の追加、並びに平成21年度介護給付費財政調整交付金の再確定による返還金を計上し、歳入においては、介護保険料を更正したほか、歳出の介護給付費に対応するため国庫支出金、支払基金交付金、繰入金等を計上いたしました。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細については、別途ご説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

郷田和美議長

以上で、行政報告、提案理由の説明が終わりました。

これより日程第3から日程第9までの、7件の上程議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

続いて委員会付託についてお諮りいたします。

ただ今議題となっております日程第3から日程第9までの7件については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、このように決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第3から日程第9までの7件については、お手元配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、休会についてお諮りいたします。議案審査の都合により12月10日から12月15日までの6日間を、休会といたしたいと思っておりますが、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって12月10日から12月15日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労様でした。

（午前9時15分）

平成 23 年 12 月 16 日（最終日）

出席議員	1 番 高尾由也 2 番 瀧口幸男 3 番 前田親保 4 番 渡邊眞弓 5 番 渡邊 隆 6 番 鈴木孝子 7 番 佐藤勝男 8 番 滝口新一朗 9 番 郷田和美 10 番 石原 滋
欠席議員	なし
会議時刻	開会宣告午後 2 時 30 分 閉会宣告午後 3 時 50 分
会議出席者	地方自治法第 121 条による者の職・氏名 町長 石田寿一 教育長 川村重樹 会計管理者 滝口武司 総務課長 藤江栄一 教育委員会次長 渡辺幸彦 税務住民課長 奈良 護 福祉保健課長 今泉守夫 産業振興課長 川村達彦 建設水道課長 前田宗重
職務出席者	議会事務局長 堀内達也
議事日程	下記のとおり
日程第 1	閉会中及び会期中の委員会所管事務調査報告（西桂町町長の公職選挙法違反 嫌疑究明のための調査特別委員会）
日程第 2	議案第 39 号 西桂町税条例の一部を改正する条例（総務委員長報告）
日程第 3	議案第 42 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について（総務委員 長報告）
日程第 4	議案第 43 号 平成 23 年度西桂町一般会計補正予算（第 6 号）（総務委員長 報告）
日程第 5	議案第 44 号 平成 23 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） （総務委員長報告）
日程第 6	議案第 45 号 平成 23 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（総 務委員長報告）
日程第 7	議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例（建設文教 委員長報告）
日程第 8	議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃 止する条例（建設文教委員長報告）
日程第 9	委員会発議第 1 号 石田壽一町長辞職勧告決議について（調査特別委員長提 出）
日程第 10	一般質問（瀧口幸男議員及び鈴木孝子議員）
日程第 11	議員派遣について
日程第 12	閉会中の委員会継続調査の申し出について（総務委員会、建設文教委員会、 議会運営委員会、議会広報編集委員会、調査特別委員会）
議事の経過	次のとおり

議長 郷田和美

(午後 2 時 30 分)

ただ今の出席議員は、全員でございます。定足数に達しておりますので、西桂町議会平成 23 年 12 月定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

まず地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に町長始め執行部の出席を求めていますので、ご了承下さい。

次に本日の日程についてですが、お手元配付の議事日程表のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

また、日程第 9 の委員会提出議案については、お手元に配付してございます。

次に、日程第 10 の一般質問には、2 名の通告がございました。通告内容は、議事日程表に添付の一般質問通告事項のとおりであります。

日程第 11 の議員派遣の件、日程第 12 の総務委員会、建設文教委員会、議会運営委員会、及び議会広報編集委員会並びに西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会からの、閉会中の継続調査申し出書は、議事日程表に添付してございます。

また、総務委員会及び建設文教委員会より付託議案に対する審査報告書、総務委員会及び西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会より会期中の所管事務調査報告書が届いておりますので、お手元に配付してございます。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1 閉会中及び会期中の委員会事務調査の報告について、議題に供します。

最初に西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長」との声あり)

特別委員長 滝口新一朗君。

滝口新一朗 議員

西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会では、平成 23 年 10 月 28 日及び 12 月 5 日並びに 12 月 9 日に所管事務の調査を行いましたので、報告いたします。

詳細につきましては、お手元に配付の委員会報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

調査事項

- ① 西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための審議について
- ② 今後の対応について

本件については、9 月定例町議会会期中の 2 回の事務調査を含め、5 回にわたり審議を行い、町長に対し多くの質問をし、各委員より多くのご意見をお聞きしてまいりましたが、調査の過程の中で、町長より、公職選挙法違反については町の事務ではなく、本特別委員会が地方自治法第 109 条第 6 項に定める特別委員会としての規定に違反していること、

本委員会が町長の主張を認めないとの結論を出しており、調査の結論付けがなされたと理解していること、及び、今まで述べてきた以上のことは変化がないことの3点を理由に、12月5日に開催された本委員会を委員長に許可なく無断で席を立ち退席されました。

以上の町長の行動は明らかに議会軽視であり、町民への説明責任を果たす場としての本委員会において明快な答弁を避けてきたことは町民軽視であると言わざるを得ず、石田壽一町長に対する辞職勧告決議案を私、委員長が提出者となり、委員会発議として12月16日の本会議に提出することで決定いたしました。

なお、審査の中で、町長の「町民の負託を受けたものとして今後も職務を全うしたい」との発言については、選挙後に発覚した事件のため道義的責任を取って辞職すべきであるとの意見、町長を即刻辞職していただきたいとの意見、町長の給料に対し減額を求める意見、西桂町を創る会により町長に辞職要求が提出されたことを受け、町民の声を重く受け止め、地域住民の代表である議員としてこの声にしっかりと対応していかなければならないとする意見等がございました。

また一方、司直により捜査中であり、もし公職選挙法違反により検挙され立憲されたら道義的に責任を取って辞めていただくことはあるが、現在も司直の判断にゆだねているので、動議的責任を取り町長の辞職を進めるのは如何なものかとの意見、むしろ12月定例会で町長不信任案を提出していただき、議員自らも解散をして出直した方が良いとの意見等がございました。

以上、西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会、所管事務の調査報告とさせていただきます。

郷田和美議長

以上で、西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長の報告は終わりました。

次に

日程第2、議案第39号、西桂町税条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第45号 平成23年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの、5件を一括して議題に供します。

日程第2、議案第39号から日程第6、議案第45号までの5件について、総務委員長の報告を求めます。

（「議長」との声あり）

総務委員長 鈴木孝子君。

総務委員長 鈴木孝子議員

総務常任委員会に付託されました案件は、平成23年12月9日に審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

詳細については、お手元に配付の委員会報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

1. 案件名

議案第 39 号 西桂町税条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定について

議案第 43 号 平成 23 年度西桂町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 44 号 平成 23 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 45 号 平成 23 年度西桂町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

2. 審査結果

付託された議案第 39 号、1 件の条例改正について、議案第 42 号、1 件の議決案件について、議案第 43 号から議案第 45 号までの 3 件の補正予算について、以上 5 については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員より西桂町税条例の一部を改正する条例の際、寄付金控除に関する寄附先を町民へどの様に周知するのか、また、町民税、固定資産税、軽自動車税等に係る不申告に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げる事に関して、適切な指導していただき、町民への周知を図っていただきたいとの要望が出されました。

更に、一般会計補正予算審査の際に、YLO 会館の燃料漏れについて、灯油 1 万リットルが漏れていた事は、事実であり町での点検を怠った事に対しては原因を究明し、責任の所在を明確にし、再発防止に向け万全を期していただきたい、町民に対して広報で謝罪していただきたい、灯油漏れによる環境面も心配されるので対策をしっかりとっていただき、井戸対象者への水質検査の結果についても公表していただきたいとの意見が出されております。

また、平成 23 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算の際、基金繰入金の高が 2,948 千円と少ないため、来年度予算の際、十分な予算措置をお願いしたいとの意見が出されております。

以上、総務常任委員会の審査報告といたします。

郷田和美議長

以上で、総務委員長の報告は終わりました。

ただ今の総務委員長報告に対する、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより案件ごとに、討論・採決を行います。

まず、日程第 2、議案第 39 号 西桂町税条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより日程第 2、議案第 39 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって日程第 2、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 42 号 西桂町地区集会場に係る指定管理者の指定についての
討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第 3、議案第 42 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、
原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって日程第 3、議案第 42 号は、原案のとおり可決されまし
た。

次に、日程第 4、議案第 43 号、平成 23 年度西桂町一般会計補正予算第 6 号ついで、
討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第 4、議案第 43 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、
原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 43 号は、原案のとおり可決されまし
た。

次に、日程第 5、議案第 44 号 平成 23 年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算第
3 号についての、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第 5、議案第 44 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、
原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって日程第 5、議案第 44 号は、原案のとおり可決されまし
た。

次に、日程第 6、議案第 45 号 平成 23 年度西桂町介護保険特別会計補正予算第 2 号
についての、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第 6、議案第 45 号を採決いたします。本件に対する総務委員長報告は、
原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって日程第 6、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例について、及び日程第 8、議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例の 2 件を、一括して議題に供します。

日程第 7、議案第 40 号及び日程第 8、議案第 41 号の 2 件について、建設文教委員長の報告を求めます。

(「議長」との声あり)

建設文教委員長 佐藤勝男君。

建設文教委員長 佐藤勝男議員

建設文教常任委員会に付託されました案件は、平成 23 年 12 月 9 日に審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定によりご報告いたします。

詳細については、お手元に配付の委員会報告書のとおりでありますので、概要のみ報告させていただきます。

記

1. 案件名

議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例

2. 審査結果

付託された、議案第 40 号の条例改正 1 件及び議案第 41 号の条例の廃止 1 件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、建設文教常任委員会の審査報告といたします。

郷田和美議長

以上で、建設文教委員長の報告は終わりました。

ただ今の建設文教委員長報告に対する、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

これより案件ごとに、討論・採決を行います。

まず、日程第 7、議案第 40 号 西桂町体育指導委員設置条例の一部を改正する条例の、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第 7、議案第 40 号を採決いたします。本件に対する建設文教委員長報告は、原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって日程第 7、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 41 号 西桂町立西桂中学校テニスコートの一般開放に関する条例を廃止する条例の、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第 8、議案第 41 号を採決いたします。本件に対する建設文教委員長報告は、原案可決であります。本件を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって日程第 8、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、委員会発議第 1 号 石田壽一町長辞職勧告決議について、を議題に供します。

西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長より委員会発議として、上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」との声あり)

西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長 滝口新一朗君。

調査特別委員長 滝口新一朗

委員会発議第 1 号「石田壽一西桂町長辞職勧告決議」について

本議会に地方自治法第 112 条及び西桂町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により石田壽一西桂町長の辞職勧告について決議を求める。

提案理由 石田壽一西桂町長の支援者等に対する寄付行為の嫌疑により町政が混乱・停滞し、西桂町の信用を著しく失墜させている件について、司直による捜査とは別に、当町議会として町民等に対する説明責任を果たす必要があり、当町議会における町長の嫌疑究明のための調査をすることを目的とした特別委員会を設置し、4 回に渡り委員会を開催したが、4 回目開催の際、本委員会の要請を断り、委員長に許可なく、無断で席を立ち退席してしまいました。

このことは、議会軽視であり、委員会の総意により石田壽一西桂町長の辞職を勧告決議するものである。これが本案を提出する理由である。

平成 23 年 12 月 16 日提出、提出者西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会委員長 滝口新一朗、賛成者西桂町議会議員 瀧口幸男、賛成者西桂町議会議員 鈴木孝子以上です。

郷田和美議長

以上で、提案理由の説明が終了いたしました、ただ今の調査特別委員長の提案に対する、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

次に、通告に従い前田親保議員の賛成討論を許可いたします。

(「議長」との声あり)

3 番議員 前田親保君。

前田親保議員

ただいま、議長の許可を得ましたので、「石田壽一西桂町長辞職勧告決議」について、私の反対意見を述べさせていただきます。

石田町長は去る 5 月 23 日に町長立候補の正式表明をして以来、公正・公平でクリーンな選挙をモットーに戦い、6 月 26 日に当選した人物でございます。

石田町町長が誕生したことにより、安心して住みよい町づくりを目指す事ができ、町民として心から安堵した事ではないでしょうか。

しかしながら、町長就任後、妻がお中元と言うことで、品物を普通の知り合いのところに送ってしまった事が、公職選挙法に触れてしまった事は、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしてしまい深くお詫びしている訳であります。

そして、当人も奥さんも、お中元が公職選挙法に違反する事は知らなかった訳で全くの過失である事を明らかにしております。

新聞報道によると警察側でも、石田町長の立件は難しいとの見解を出して、既に 3 か月が経過しており、警察の取り調べは終わりではないかと思われませんが、まだ、結論は出ておりません。しかし、先般石田町長の事実発言があった中で発言を無視して調査結果を出した事は基本的人権の侵害であると考えます。

まして、石田町長本人は町に対して公金等の不正支出や事業に対して作為的・不当行為等を働いた訳ではないのにも関わらず、今回のような個人的行為については、法により審議の対象外とされているのに、調査特別委員会を設置したのは、むしろ、この方が違法であると言えるものと考えられます。

石田町長は就任後、町のためにそれぞれの施策を実行しております。

- ① 町長の給与の 10%の切り下げをしました。
- ② 光通信の開設のため、陳情活動を行い、光通信の開通を勝ち取りました。
- ③ 町内各地での放射能の測定を行っております。
- ④ 地域における要援護高齢者、障害者の基礎的事業などの情報を共有するネットワークの構築を進めております。
- ⑤ 子育て支援の事業等について積極的に取り組んでおります。

等々において、さまざまな施策を着実に進めているところであります。

この事は町民が充分承知していることと思いき、まして、町長は我々町民が選出した町長であり、町民の直接選挙により選出され、任期 4 年となっているのが現状であります。

本人はこの 4 年間の町長としての責任を重く受け止め、職務を全うしようと努力をしております。また、石田町長は古い体質の政治と決別しようとしており、利権を排除しようとしております。この様な町長の姿勢に我々議員全員は賛同すべきであると思いま

す。

以上述べたとおりでありますので、石田壽一町長の辞職勧告決議に反対し、私の反対討論といたします。

郷田和美議長

ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声ありの場合)

次に、通告に従い鈴木孝子議員の賛成討論を許可いたします。

(「議長」との声あり)

2番議員 鈴木孝子君。

鈴木孝子議員

ただいま、議長の許可を得ましたので、「石田壽一西桂町長辞職勧告決議」について、私の賛成討論を行います。

町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員会を設置し4回に渡り委員会を開催しましたが、町長より、1に、地方自治法109条6項に当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行う機関であり、公職選挙法違反は町の事務ではないことから、特別委員会設置自体が地方自治法に違反していること。

2に、委員会は町長の主張、他全員協議会あるいは記者会見あるいは議会で述べてきた事は、認めないという結論を出しており、調査の結論づけがなされたと理解すること。

3に今まで述べてきた事以上の事は、事情に関して変化がないこと。

以上ことから去る12月5日に開催された同委員会では、本委員会の要請を断り、委員長に許可なく、無断で席を立ち退席してしまいました。

1として、この事は、議会軽視であること。

2として、この調査特別委員会の設置については、本町の行政事務に直接関わる根幹となる事務調査であること。

3として、7月27日の報道により事件発覚後、8月30日に記者会見等を行ったが、その間、町民への説明責任を果たすことなく、司直の捜査が及んでいることを理由に一貫して、委員会の調査に明解な答弁を避けた事は、町民軽視であること。

4として、町長の一貫した主張である「自分は一切関与していない妻が独自の判断の贈った」事に対して、議会の総意として、到底容認できないものであること。

この件については、4回目の会議の際、報道機関3社へ確認したところ、「川村吉則前町長宅にも10日に送られた。13日、石田町長に電話すると「普段から子育て支援でお世話になっているので、そのお礼のお中元」と話したという、3社の報道については、川村吉則前町長に直接会って取材して真実を報道していることを確認したものであり、この事が事実だとすると、町長が関与したことになるが、先の9月16日の調査特別委員会で、これら一連の報道機関に対し、町長より、「事実ではありません」と答弁し、更に、委員より、「事実でなかったなら報道機関を告訴なり偽証罪で訴えるべき」との質問に対し、町長は「そのつもりであります」と答弁しているが、更に、委員より、「その後、告訴を行ったのか」と問うと、町長より「行っていません、弁護士と相談中です。」との

回答がありました。

その後、3社を訴えていないのなら、町長の発言は、嘘をついているのではないかとの、疑惑を感じるものであり、議会において、町長から「警察の捜査については真実を語り協力している」との発言についても、信憑性を疑うものであること。

嘘をついていたとすると、議会軽視した上で、議会を侮辱し、議会及び西桂町の信用を著しく失墜させた責任は重いものであり、到底容認できない行為である。

また、これら一連の審議の際、町長の一貫した発言は、「司直の判断がなされた時点で見解を明らかにする」とし「町民の負託を受けたものとして今後も職務を全うしたい」との事であります。

しかし、議員からは、選挙後に発覚した事件のため、道義的責任を取って辞職すべきであり、辞職後、再度町民に信を問うて頂きたいとの意見が出されております。

加えて、明るい西桂町を創る会による辞職要求書が提出されました。

しかし、司直の判断がなされた時点で石田町長の見解を明らかにする、とした考え方について、新聞報道によると「妻が独自の判断の贈ったこと、町長は全く知らなかったこと」とする内容から「石田町長自身が関与していたとする物的証拠がないので、立件は困難である」また、公職選挙法違反で石田町長の奥さんのみが書類送検され、起訴されて有罪が確定した場合にも、連座制は適用されず、石田町長の法的責任は問われなかった、**「疑わしくは罰せず」**の報道がなされております。

しかし、有権者に20万円にも及ぶ贈答品を石田町長名で31名に贈った事は、まぎれもない事実であり、公職選挙法で裁かれなかった、結論が仮に出されたとしたら、この公職選挙法の盲点を付いて、無罪となった悪い判例として、日本国中どこに行っても同じようにすれば、公職選挙法違反にはならないとした悪い判例を西桂町で作ってしまうこととなります。

よって、西桂町議会では司直の判断とは別に、法律以前の道義的責任は重い物と考え、石田町長の支援者等に対する寄付行為の嫌疑により町政が混乱・停滞し、西桂町の信用を著しく失墜させている件について、当町議会として辞職勧告決議を提案するものであります。

以上の事から、石田壽一西桂町長の辞職勧告決議について、ご可決いただきたく、私の賛成討論といたします。

郷田和美議長

ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより日程第9、委員会発議第1号について、起立により採決いたします。

本件を西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長滝口新一朗君の提案のとおり、可決することに賛成の諸君の、起立を求めます。

(起立多数の場合)

起立多数であります。よって日程第9、委員会発議第1号は、原案のとおり、可決す

ることに決定しました。

次に、日程第10 一般質問を行います。

通告にしたがって発言を許可いたします。

瀧口幸男議員、一般質問を許可いたします。

(「議長」との声あり)

2番議員 瀧口幸男君。

瀧口幸男議員

平成23年12月定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただきました関係者の皆様方に感謝申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

最初に、財政問題についてお尋ねします。

4年前には財政が安定しており、町民一人当たり借入金より預金の方が多くありました。

町民一人当たり借入金より預金の方が多くありました。

事業実施により仕方ないと考えているのかは、理解できませんが、先人は皆、積立等行って計画的に事業を行ってきました、しかしながら、昨年度は町民一人当たり45万円の借金となってしまいました。

昨年度は町民一人当たり45万円の借金となってしまいました。

そこで、石田町長にお尋ねします、町長は川村前町長が健全財政運営をしてこられたことを、引き継いでいきたいとの公約でしたが、この様な現状の財政状況を理解した上での公約なのか、現状の財政状況を理解していないで公約をしたのか、どちらですか、その理由も含めて、答弁をお願いします。

また、このままだと財政面で立ち行かなくなり、4、5年先には都留市や富士吉田市にお願いして市町村合併をしなければならない様な状況になる事も懸念されます。

そこで、町長にお尋ねします、この様な財政運営の立ち遅れにより、市町村合併をしなければならない事について、町長は合併に賛成なのか反対なのか、その理由についても教えて下さい。答弁をお願いします。

次に、町政執行に対する町長の姿勢についてお尋ねします。

インターネットでは学生の頃、

インターネットでは学生の頃、

政治家が海外へ行く事を反対して、リーダーとして学生を先導し暴動を起こしてきました。

政治家が海外へ行く事を反対して、リーダーとして学生を先導し暴動を起こしてきました。

それら一連の事件については、

それら一連の事件については、若い時の事だと言っていますが、最近でも憲法9条改正に反対とした内容が、インターネットへ投稿されておりますが、その様な思想に巻き込まないでいただきたい。何故ならば、町長は、西桂町の代表であり、町長の発言が町

の意志とされることは、

町長の発言が町の意志とされることは、時と場合によって町民の意志と理解されては、迷惑な場合もあるうるので、その点について明確な答弁をお願いします。

それでは、皆様に貴重なお時間を頂き誠にありがとうございました。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

郷田和美議長

町長、答弁をお願いいたします。

（「議長」との声あり）

石田町長。

石田壽一町長

2 番議員、瀧口幸男議員には、日頃より町政推進にご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

財政問題については平成 18 年度決算時と平成 22 年度決算時の状況についてご説明いたします。まず基金の状況でございますが、平成 18 年度末では 1,461,877 千円、平成 22 年度末では 1,535,653 千円となっており、73,776 千円の増加となっております。

一方で地方債の状況は平成 18 年度末が 3,620,713 千円、平成 22 年度末では 3,654,977 千円で 34,264 千円の増加となっておりますが内、1,061,229 千円は後年度に全額交付税として措置される臨時財政対策債となっております。この間、川村前町長時代には小中学校の体育館や保育所の改築など経済対策の補助金や県産材を使用した補助金などを活用し、公共施設の整備に努めてまいりました。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率については、国で示す早期健全化基準を下回り、健全な財政運営が行われていると認識し、理解をした上での公約でございます。山梨県からも国・県補助金を活用した各種の補助事業についても適宜、情報が入り、説明をいただいております。ただ、現在の経済状況や年々増加する扶助費など経常支出の増加も懸念されるなど、今後の財政運営にあたっては社会・経済の構造変化に柔軟に対応し、第 5 次長期総合計画に則った事業の選択と財源の配分を行い、効率的、効果的な行財政運営に努めてまいり所存です。

市町村合併については現在、国において道州制の論議も行われており、その動向を注視していきたいと考えています。

次に私の思想ということですが、自由と民主主義の立場に立っています。町政を進めていく指針は、第 5 次長期総合計画にあります。次世代を育て、持続可能な社会を築くこと、循環型社会を築くことを目標にします。そして、現在、共同体が失われている状況の中で町民の協働、絆を強めて着実に長期総合計画を実現していきたいと考え、実行していきます。公務員は憲法を守るべき義務があります。憲法 9 条については、そういう意味において改定することは出来ないという立場にあります。

以上をもちまして私の答弁とさせていただきます。

郷田和美議長

瀧口幸男議員、よろしいでしょうか。

2 番議員 瀧口幸男君。

再度、質問させていただきます。

石田町長より、「国で示す早期健全化基準を下回り、健全な財政運営が行われていると認識している」と言われているが、実質財政は悪化しているのは、事実と判断いたします。

事実と判断いたします。

財政の悪化から、近隣市町村へ

財政の悪化から、近隣市町村へ町村合併をお願いしなければならない様な事態も心配されますので、具体的な財政運営について、再度詳細をお尋ねします。

郷田和美議長

町長、答弁をお願いいたします。

(「議長」との声あり)

石田町長。

瀧口議員が指摘されるよう、このような経済状況下で税収の減少なども懸念され、財政運営など厳しくなることも予想されますが、先程も申し上げましたとおり経済状況を見極め、事業の選択と効率的な財源配分に心掛けてまいります。

過日は、県において西桂町の主要事業や財政状況などのヒヤリングも行い、事業実施にあたっての補助金の説明なども受けてまいった所です。今後も国・県とより一層、連絡を密にし、情報の入手に努めてまいります。

町村合併については現在、そのような考えは持っていませんが、道州制についてはここ数年で国において何らかの方向性が示されると思っておりますので、それに対応して検討して行きたいと思っております。

今後も民主主義の立場に則り行財政運営に努めてまいる所存であります、ご理解をお願いいたします。

以上をもちまして瀧口議員に対しての答弁とさせていただきます。

郷田和美議長

瀧口幸男議員、よろしいでしょうか。

(「ありがとうございます。」との声あり)

郷田和美議長

よろしいようですので、瀧口幸男議員の一般質問を終了いたします。

次に、鈴木孝子議員、一般質問を許可いたします。

(「議長」との声あり)

6 番議員 鈴木孝子君。

鈴木孝子議員

平成 23 年 12 月定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただきました郷田議長並びに同僚議員に対しまして、まずもって感謝申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

町長の一貫した主張である「自分は一切関与していない妻が独自の判断の贈った」事

に対して、議会の総意として、到底容認できないものであります、この件については、4回目の会議の際、報道機関3社へ確認したところ、「川村前町長宅にも10日に送られた。13日、石田町長に電話すると「普段から子育て支援でお世話になっているので、そのお礼のお中元」と話したという、3社の報道については、川村前町長に直接会って取材して真実を報道していることを確認したものであり、この事が事実だとすると、町長が関与したことになりますが、先の9月16日の調査特別委員会で、これら一連の報道機関に対し、町長より、「事実ではありません」と答弁し、更に、委員より、「事実でなかったなら報道機関を告訴なり偽証罪で訴えるべき」との質問に対し、町長は「そのつもりでおります」と答弁していますが、更に、委員より、「その後、告訴を行ったのか」と問いに、町長より「行っていません、弁護士と相談中です。」との回答がありました。

そこで、町長にお尋ねしますが、その後、3社を訴えましたか？

3社を訴えていないとしたら、その理由をお答えいただきたいです。

議会において、町長は「警察の捜査については真実を語り協力している」との発言をしておりますが、報道関係者が嘘を言ったのですか。

報道機関が報道している川村前町長の「西桂ウナギ宅配町長関与を認める発言」については、直接会って取材した内容であり、真実であるとする報道関係者の発言は、真実だとすると、町長は嘘をついているのですか？

そうであれば、警察の捜査については真実を語り協力していると発言したことも、嘘ですか？

嘘でなければ、早急に報道記者3社を訴えて下さい。何時訴えるのかお聞きします。

7月27日の某新聞社の報道について、主な内容を読みますと、「石田町長は9日から、町幹部らと1泊2日で浜松市の浜名湖に旅行をしていたという。」との取材に対しては、川村前教育長は、「石田町長と旅行へは行っていない、ライオンズクラブで旅行した」事を釈明し、某新聞記者へは報道されてすぐに抗議をしました、石町長は何故早々に抗議なり告訴しないのか、その理由を回答して下さい。

川村前教育長は、ウナギを一旦受け取って返したとしておりますが、教育行政のトップである責任を取ってか、9月に退職をされました、石田町長は、「町民の負託を受けたものとして今後も職務を全うしたい」としてありますが、選挙後に発覚した事件のため、町の資質、町長の資質が問われている今、道義的責任を取って辞職すべきであると思えます。

また、10月18日の調査特別委員会の中で委員より石田町長関係者より議会の解散をにおわす発言が委員に対してあったとの意見が出ましたが、まず初めに今の一連の騒動の責任を取り、石田町長が辞職し、もう一度町民の信を問い再度町民の信任を得たならば、議会として当然その対応は考えますが、初めから何の瑕疵もない議会に責任を転嫁する考えは、全く容認できません。

「君子はこれを己に求め、小人はこれを人に求む」およそ行政を志す者、過ちがあれば、何事もまず自分を反省すべきであり、ましてや、子育て支援を推進する教育者たるもの、その原因を人のせいにならんとする姿勢では、町民の支持は到底得られるものではない

と考えます。まずは石田町長自らが、再度町民の信を問うべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

郷田和美議長

町長、答弁をお願いいたします。

（「はい」との声あり）

はい、石田町長。

石田壽一町長

6番議員、鈴木孝子議員には、日頃より町政推進にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、鈴木議員の質問の内容は、地方自治法132条の「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」又、西桂町議会会議規則第61条1項の一般質問は「町の一般事務について質問することができる」とあり、これらに照らしあわせ、今回の質問については詳細を差し控えさせていただきますが、これまでも8月30日の全員協議会並びに記者会見、又、特別委員会でもお話ししてきたとおりでそれ以上の進展はありません。私が、浜松に行ったという事に関しても、30日の時点で、これはなかった事と言う風に申し上げてあります。

司直の判断がなされた時点で私の見解を明らかにする所存ではあります。これは以前と変わりません。

お騒がせしたことには衷心よりお詫び申し上げるとともに、住民福祉向上のため今後も町政を担っていく決意であります。

以上をもちまして私の答弁とさせていただきます。

郷田和美議長

鈴木孝子議員、よろしいでしょうか。

6番議員 鈴木孝子君。

鈴木孝子議員

ありがとうございました。

地方自治法132条及び西桂町議会会議規則第61条1項の解釈につきましては精査させていただきますが、私からお願いがあります。

前々から住民への説明責任についてお願いをしておきましたが、是非責任を果たして下さい。町行政・住民感情の混乱等、異常事態を一刻も早く正常化に努めて下さいます様お願いをいたしまして、終わらせていただきます。答弁は結構です。

郷田和美議長

鈴木議員宜しいですね、はい、よろしいようですので、鈴木孝子議員の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

次に、日程第 11、議員派遣について、議題に供します。

お手元に配布してございます議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元配布の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま、議決しました議員派遣について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

次に日程第 12 閉会中の委員会継続調査の申し出について、議題に供します。

総務委員長、建設文教委員長、議会運営委員長、及び議会広報編集委員長並びに西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査申し出書が、提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって総務委員長、建設文教委員長、議会運営委員長、及び議会広報編集委員長並びに西桂町長の公職選挙法違反嫌疑究明のための調査特別委員長からの、申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに、決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

12 月定例議会の閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会には 12 月 9 日開会以来本日まで 8 日間にわたり、提案されました一般会計補正予算を始め多くの重要議案について、慎重審議され本日ここに全議案を議了して閉会の運びとなりましたことに対しまして、議員各位のご厚情に心から感謝申し上げます。

また、執行部各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力されました御苦勞に対しましては、深く敬意を表しますと共に、先ほど一般質問において、瀧口幸男議員、鈴木孝子議員の述べられた意見、また本会議あるいは委員会において各議員の述べられました意見、要望事項につきましては、特に考慮を払われ、今後の行政運営に十分反映されますよう要望してやまない次第であります。

間もなく、平成 23 年が終わり、新しい平成 24 年がやってまいります。政府発表による景気の動向については、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にありますが、来年の 1 月から 3 月期にはやや改善する見込みとしております。ただし、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、欧州の政府債務危機などを背景とした海外景気の下振れや為替レート・株価の変動、タイの洪水の影響等によっては、景気が下振れするリスクが存在しております。

また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要です。また本町では、議会として本日、町長辞職勧告決議を議決しました。2元代表制の一翼を担う議会の意志決定を十分考慮され、速やかなご決断を願うものであります。

さらに町行政の主権者であります町民による「明るい西桂を創る会」の現時点での意思表示も重く受け止めて参らなければなりません。

一方では向こう30年間に73%の確率と言われる東海地震や、近年頻繁に発生するゲリラ豪雨等への防災対策と、喫緊の重要課題山積の昨今ではございますが、皆様方には、この上ともご自愛くださいまして、無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

次に、町長よりお礼のごあいさつがございます。

はい、石田町長。

石田壽一町長

平成23年12月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る、12月9日から開会いたしました本会議並びに委員会において慎重審議をいただき誠にありがとうございます。

お陰さまをもちまして、提案いたしました条例の一部改正、補正予算等、原案どおりご可決いただき厚く御礼申し上げます。

結びに、本年も残り僅かとなりましたが議員各位におかれましては、健康には充分留意され、新しい年をお迎えられますようご祈念申し上げ閉会にあたりましての御礼の挨拶といたします。

郷田和美議長

これにて本日の会議を閉じ、西桂町議会 平成23年12月定例会を、閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午後3時39分)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員